

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年12月25日（令和6年（行情）諮問第1448号）

答申日：令和8年5月22日（令和8年度（行情）答申第134号）

事件名：健康保険証を廃止するとした政策決定プロセスが分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年8月20日付け厚生労働省発保0820第1号により厚生労働大臣（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、対象文書の更なる特定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。原処分では、該当の文書が全て含まれていない可能性があるため、審査を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨（理由説明書に添付の別表の記載は省略する。）

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年6月18日付け（同月21日受付）で、厚生労働大臣（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書（本件請求文書）に係る開示請求をした。
- (2) これに対して、処分庁は、令和6年8月20日付け厚生労働省発保0820第1号により、別紙の2に掲げる各文書（本件対象文書）を特定し、その全部を開示決定（原処分）したところ、審査請求人は、これを不服として、同年9月26日付け（同月30日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であることから、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

処分庁は、上記1(1)の請求内容(本件請求文書)に該当する行政文書の探索を開始したところ、同年7月、上記の行政文書については、本件請求文書に該当する文書の特定及び不開示情報該当性の審査に時間を要するため、令和6年8月20日までの30日の延長が必要であったことから、法10条2項(開示決定等の期限)を適用した上で、別紙の2に掲げる各文書(本件対象文書)を特定し、令和6年7月12日付け厚生労働省発保0711第3号で全部開示をした。

(2) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る概要について

健康保険証の廃止については、令和4年6月7日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2022」(以下「令和4年度の骨太の方針」という。)において、「保険証の原則廃止を目指す」ことを明記した後、関係閣僚間での協議(「マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議」(同年9月29日第1回及び同年10月12日第2回))を経て、2024年秋に保険証の廃止を目指すこととし、令和4年10月13日にこの方針を関係閣僚と確認した上で、厚生労働大臣が発表(「加藤大臣ぶら下がり会見」)している。

(3) 原処分の妥当性について

ア 別紙の2に掲げる「文書1」について

日本国政府が、令和4年度の骨太の方針において、中長期の経済財政運営として、持続可能な社会保障制度の構築をするため、社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進の一環として、マイナンバーカードの保険証利用推進の支援等措置の見直し、2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらに、オンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す、などの取組みについて明記された文書である。

イ 別紙の2に掲げる「文書2」について

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)等において、令和4年度(2022年度)末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すことが掲げられていること等を踏まえ、政府全体でマイナンバーカードの普及・利用を強力的に推進するため、マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議をした第一回目の議事概要である。

ウ 別紙の2に掲げる「文書3」について

上記文書 2 の関係省庁申合わせ会議をした第二回目の議事概要である。

エ 別紙の 2 に掲げる「文書 4」について

当時の厚生労働大臣である加藤大臣のぶら下がり会見において、「令和 6 年秋に保険証の廃止を目指す」ことを明言した文書である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において「原処分では、該当の文書が全て含まれていない可能性があるため、審査を求めます。」とするが、具体的な主張はなく、原処分の妥当性は上記(3)のとおりであるが、処分庁は念のため、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書が存在するかどうか、該当する文書が存在する可能性がある課・室の共有フォルダ、キャビネット、書庫等を改めて探索したが、上記原処分で開示した文書の外に保有は認められなかった。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|--------------------|---------------|
| ① | 令和 6 年 1 2 月 2 5 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 令和 8 年 2 月 9 日 | 審議 |
| ④ | 同年 5 月 1 5 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は本件対象文書を特定し、その全部を開示した。

これに対して審査請求人は、文書特定に不備があり他にも特定すべき文書が存在する旨主張しているところ、諮問庁は、原処分は妥当である旨説明していることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人は、審査請求書(上記第 2 の 2)において、原処分では、該当の文書が全て含まれていない可能性がある旨主張しているが、諮問庁は、理由説明書(上記第 3 の 3 (4))において、審査請求人の主張について、具体的な主張はなく、処分庁は念のため、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書が存在するかどうか、該当する文書が存在する可能性がある課・室の共有フォルダ、キャビネット、書庫等を改

めて探索したが、上記原処分で開示した文書の外に保有は認められなかった旨説明している。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して更なる説明を求めさせたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 原処分で特定した本件対象文書以外に、開示請求の対象になり得る文書を敢えて挙げてみると、例えば、以下のような文書が想定し得る。

(ア) 2022年5月25日に開催された厚生労働省社会保障審議会医療保険部会資料1「オンライン資格確認等システムについて」において、「保険証の原則廃止を目指す」ことが記載され、審議が行われている。当該資料及び同日の当該部会の議事録は厚生労働省のウェブページ（社会保障審議会（医療保険部会））において公表されている。

しかしながら、当該資料の内容は、開示決定した令和4年度の骨太の方針と同じ内容となっていることから、開示対象文書として特定しなかった。

(イ) また、2023年2月17日には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会中間とりまとめが公表され、同年3月7日には健康保険証廃止を含む「改正マイナンバー法案」が閣議決定されているが（いずれも、関係資料はデジタル庁のウェブサイトに掲載されている。）、これらの文書はいずれも健康保険証の廃止を所与の事項としてその後の対応を検討しているものであり、今回の開示請求の対象である「健康保険証を廃止とした政策決定プロセス」には当たらないものと考えている。

イ また、審査会事務局から、原処分で特定した文書に関連して以下の(ア)ないし(ウ)の照会を受けたが、それぞれの項目において説明するのとおりであり、開示対象文書として追加すべき文書は存在しない。

(ア) 令和4年度の骨太の方針において、「保険証の原則廃止を目指す」と閣議決定しているが、この方針について、閣議決定の前に、デジタル庁等の他省庁との調整、協議、内閣官房への説明などは行っていないか。仮に行っているのであれば、調整、協議、説明等に使用した文書が存在するのではないか。

(説明)

令和4年5月23日に内閣府から協議がされていたところであるが、それに対して厚生労働省から意見を提出しておらず、閣議決定文書とも内容に相違ないことから（年数に関する形式的統一のみ）、令和4年度の骨太の方針を開示対象文書として特定している。

(イ) 「マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡

会議」(第2回)の議事概要には、「各省庁の取組状況について取りまとめ、デジタル庁より説明」とある。厚生労働省からデジタル庁に取組状況を記載した文書を提出していないか。仮に文書で提出している場合、保険証の廃止について記載があるか。

(説明)

厚生労働省から文書は提出していない。

(ウ) 当時の加藤厚生労働大臣のぶらさがり会見概要(令和4年10月13日)には、「マイナンバーカードの普及の推進に関する取組状況を総理に御報告し」、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、令和6年秋に保険証の廃止を目指すということとなりました」と大臣が発言されたことが記載されている。

この総理への御報告のための文書は存在しないか。仮に存在するのであれば、保険証の廃止について記載されているか。

(説明)

口頭により御報告を行ったものであり、報告の記録も作成していない。

ウ なお、開示請求書では、「健康保険証を廃止とした政策決定プロセスが分かる記録全て(省内及び他省庁とのやりとり、メール・SMSを含む)」と記載されているので、省内の文書やメール・SMSに関しても、対象とすべき文書が存在するかどうかについても確認したが、理由説明書で説明したように、やりとりを行った記録は確認できなかった。

(3) 諮問庁は、原処分における文書特定が妥当であることについて、理由説明書(上記第3)に加えて上記(2)のとおり説明する。

ア しかしながら、審査請求人が開示を求めているのは「健康保険証を廃止とした政策決定プロセスが分かる記録全て」であるから、上記(2)アの厚生労働省社会保障審議会医療保険部会資料1が開示決定した令和4年度の骨太の方針と同じ内容であるとしても、当該資料1は、時系列的にも令和4年度の骨太の方針よりも先に作成されており、また、審議会資料と閣議決定文書(令和4年度の骨太の方針)とは位置付けも異なり、審査請求人の開示を求める本件請求文書に該当する以上、当該資料1を対象として特定すべきである。

イ また、2022年5月25日に開催された厚生労働省社会保障審議会医療保険部会の議事録を確認すると、健康保険証の原則廃止に関する厚生労働省の説明や委員の意見が記載されていることが認められるので、当該議事録についても対象として特定すべきである。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

- 1 開示請求書の記載（本件請求文書）
健康保険証を廃止するとした政策決定プロセスが分かる記録全て（省内及び他省庁とのやりとり、メール・SMSを含む）

- 2 特定した文書（本件対象文書）
文書1：閣議決定、経済財政運営と改革の基本方針2022について
文書2：マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（第1回）議事概要
文書3：マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（第2回）議事概要
文書4：加藤大臣ぶら下がり会見概要R4. 10. 13（木）17：56～18：30

- 3 新たに特定すべき文書
2022年5月25日に開催された厚生労働省社会保障審議会医療保険部会の議事録及び資料1